

また、都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業（平成5年度から平成9年度で実施）を継続して実施した。

表20 農業集落排水事業の実施状況

|          | (単位：千円)     |             |
|----------|-------------|-------------|
|          | 6年度         | 7年度         |
| 農業集落排水事業 | 116,642,000 | 127,194,955 |

### (5) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域にける定住の促進、国土・環境の保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

採択面積は、都道府県営事業の場合は60ha以上、団体営事業の場合は20ha以上であり、補助率は都道府県営、団体営とも農林水産省、北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%である。7年度における実施地区数は農林水産省271地区、北海道19地区、離島9地区、沖縄2地区である。

|                      | 6年度        | 7年度        |
|----------------------|------------|------------|
|                      | (千円)       | (千円)       |
| 中山間地域農村<br>活性化総合整備事業 | 34,313,000 | 41,148,330 |

## 第2節 農業構造の改善

### 1 農業経営基盤の強化

#### (1) 農業経営基盤強化促進事業

農業経営の規模拡大と農用地の効率的な利用の促進を図ることを目的に昭和50年に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正により、農用地利用増進事業が創設された。また、昭和55年にはこの事業をさらに発展させ、地域全体として農業生産力の増進を図るため、農用地利用増進法が制定され、さらに、平成元年の一部改正を経て、地域の実情に応じた農用地の有効利用と流動化の促進に著実な成果をあげてきた。

その後、近年の農業・農村をめぐる状況の変化に対応して、平成5年、「効率のかつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するための措置を総合的に講じ、農業の健全な発展に寄与する」ことを目的に、農用地利用増進法の一部改正し、法律の題名を「農業経営基盤強化促進法」と改めた。

ア 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等の作成

都道府県及び市町村がそれぞれ農業経営基盤の強化のため、基本方針及び基本構想を定め、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、育成すべき農業経営に関する目標、農地保有合理化法人に関する事項等を定めた。

#### イ 農業経営改善計画の認定制度

農業者が作成する農業経営の規模の拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等農業経営の改善を図るための農業経営改善計画を市町村基本構想に照らして、市町村が認定する。

この認定農業者に対しては、農用地の利用を集積するとともに、税負担の軽減、農林漁業金融公庫等による資金の貸付けの配慮、国、地方公共団体、農業団体による経営関係の研修、農業従事者の養成及び確保の円滑化等の支援措置を講ずることとしている。

#### ウ 農業経営基盤強化促進事業

農用地利用増進法の一部改正に伴い、農用地利用増進事業を農業経営基盤強化促進事業と改め、育成すべき農業経営基盤の強化を総合的に推進する。

#### (ア) 利用権設定等促進事業

貸し借りを中心に農用地等の権利移動を円滑に進める事業で、市町村が農地の貸し手、借り手の間を調整して、権利の設定、移動をまとめた「農用地利用集積計画（農用地利用増進計画を改名）」を作成、公告することにより農用地等の貸借、売買を行うものである。

また、土地改良区が換地と一体的に必要な利用権の設定について申し出た場合には、市町村はその申出を勘案して「農用地利用集積計画」を定める仕組みが整備された。

#### (イ) 農用地利用改善事業

一定地域内の農業者等が協力し、作付地の集団化、農作業の効率化等及びこれらを実施するに当たって必要となる農地利用調整等を進めるための申し合わせ（農用地利用規程）を持った組織を作り、その意向に基づき農用地の有効利用と総合的な農業生産力の向上を進めようとするものである。なお、特に農用地の受け手がいない地域等においては、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する特定農業法人に農用地の利用集積を円滑に推進する支援措置を講ずることとしている。

#### (ロ) その他農業経営基盤の強化を促進する事業

地域の労働力、機械、施設を有効的に利用するために、農作業受委託のあっせん、受託農業者の組織化等により農作業の受委託を促進するとともに、農業従事

者の養成及び確保を促進しようというものである。

(2) 農地保有合理化事業

ア 農地保有合理化事業

この事業は、昭和45年の農地法改正により創設され、平成5年の法改正によって農業経営基盤強化促進法に位置付けられたもので、農地保有合理化法人が農業経営の規模の拡大、農地の集団化等を促進するために行う、次の事業である。

(ア) 農地売買等事業

規模を縮小する農家から農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を担い手に売り渡し又は貸し付ける事業

(イ) 農地信託等事業

離農又は規模を縮小しようとする農家から農地保有合理化法人が農用地等の受渡信託を引き受けるとともに、委託者に信託を引き受けた農用地等の価格の一定割合の資金を無利子で貸し付ける事業

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大を支援するため、農地保有合理化法人が買入れた農用地等を農業生産法人に現物出資するとともに、その出資により取得した持分を農業生産法人の構成員に計画的に分割譲渡する事業

(エ) 研修等事業

農地保有合理化法人が、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実地研修等を中間的に保

有する農用地等を活用して行う事業

平成7年度における農地保有合理化事業の実績は表21のとおりである。

(オ) 農地保有合理化関連事業

a 遊休農地整備特別対策融資事業

昭和61年度から農用地利用改善団体及び地域農業集団が、中核農家への利用権等の集積による経営規模の拡大を促進することを目的として、土地条件の簡易な整備・改良等を行うのに必要な資金を県公社から無利子で貸し付ける事業を行っている。平成7年度の実績は約5千万円である。

b 農作業受委託促進特別事業

平成元年度から高齢農家等から農作業を受託した生産組織等に対し受託料相当額を貸し付け、担い手農家の育成を図る事業を実施している。

c 農地移動適正化あっせん事業

昭和44年の農振法制定を受けて創設されたもので、農業委員会法に基づいて、農業委員会が農用地区域内の土地の権利の設定又は移転について、その権利の移動が農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようあっせんする事業である。

事業実績は表22のとおりである。

イ 農地保有合理化法人

都道府県の定める基本方針に定められた、都道府県農業公社（以下「県公社」という）については、全都道府県で農業経営基盤強化促進法に基づく諸手続が完

表21 県公社による農地保有合理化事業実績（6年度）

(単位：ha, 千円)

(ア) 農地売買等事業

|          | 一般事業 |            | 特別事業  |            | 合 計   |            |
|----------|------|------------|-------|------------|-------|------------|
|          | 面積   | 金額         | 面積    | 金額         | 面積    | 金額         |
| 買入<br>借入 | 723  | 13,889,865 | 4,163 | 16,436,277 | 4,886 | 30,326,142 |
| 売渡<br>貸付 | 762  | 15,306,056 | 688   | 20,326,357 | 6,450 | 35,632,413 |

(イ) 農地信託等事業

| 面積 | 融 資 額   |
|----|---------|
| 39 | 116,420 |

(ウ) 農業生産法人出資育成事業

| 面積 | 金 額    |
|----|--------|
| 28 | 83,902 |

表22 農地移動適正化あっせん事業実績

(面積単位：ha)

| 事業実施<br>市町村数 | 売 買   |       | 交 換    |     | 賃 貸 借 |       | そ の 他  |       | 総 数   |        |        |
|--------------|-------|-------|--------|-----|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
|              | 件数    | 面積    | 件数     | 面積  | 件数    | 面積    | 件数     | 面積    | 件数    | 面積     |        |
|              |       |       |        |     |       |       |        |       |       |        | 件数     |
| 5年度          | 1,381 | 9,568 | 13,127 | 528 | 63    | 9,143 | 9,904  | 1,071 | 2,189 | 20,310 | 25,283 |
| 6年度          | 1,364 | 9,099 | 12,659 | 542 | 89    | 9,999 | 10,629 | 780   | 1,598 | 20,420 | 24,978 |

了している。(47法人)

市町村の定める基本構想に定められた農地保有合理化法人は、平成7年度末で市町村農業公社61法人、農業協同組合529法人、市町村は3団体となっている。

#### ウ 全国農地保有合理化協会の活動

社団法人全国農地保有合理化協会（設立46年）は、農地保有の合理化、農用地の開発その他農業構造の改善に資する事業についての啓もう、宣伝及び推進、県公社に対する農地保有の合理化に関する事業の適正かつ円滑な運営を図るための指導、助言並びに合理化事業等に要する資金の一部についての県公社への貸付等の活動を実施している。

平成7年2月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化法人の行う業務を支援する法人として「農地保有合理化支援法人」の位置付けがなされ、同年4月に全国農地保有合理化協会が農林水産大臣より指定を受け、これまでの事業に加え債務保証事業が新たに追加された。

## 2 農業経営基盤強化促進対策等

### (1) 農業経営基盤強化促進対策事業

近年における農村社会の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加等農業の担い手と土地利用の各般にわたる問題に対処するため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これら農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが現下の農政の緊急の課題となっている。

このような観点から、本事業は、関係機関・団体の連携による推進体制の下で、ア、基本構想（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第6条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をいう。以下同じ。）の具体化に向けての関係機関・団体が一体となった活動の推進、イ、認定農業者（法第12条第1項の規程により認定を受けた者をいう。以下同じ。）等に対する支援、ウ、農業生産法人の育成・指導、エ、農用地利用改善団体（法第23条第1項の市町村の認定を受けた農用地利用規定に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。以下同じ。）等に対する指導・支援をこれらの活動による地域農業の担い手の確保及び農地の有効利用・保全活動等を一体的に行おうとするものである。

#### ア 基本構想実践活動事業

この事業は、市町村構造政策推進会議（構造政策推進会議設置要領（昭和61年5月1日付け61構改B第683号農林水産事務次官依命通達）第2の3の市町村構造

政策推進会議をいう。以下「推進会議」という。）の主体的活動の下で、基本構想の具体化に向け、基本構想推進アクションプログラムの作成及び実施、基本構想の推進のための啓もう普及及び農業関係機関・団体の基本構想の具体化に向けた実践活動の進行管理等の活動を行うものである。

- |              |          |
|--------------|----------|
| a 事業主体       | 市町村      |
| b 事業実施地区数    | 3,000市町村 |
| c 補助率        | 2分の1以内   |
| d 平均事業費      | 164千円    |
| イ 経営改善支援活動事業 |          |

この事業は、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保等を図るため、認定志向農業者（認定農業者になることを志向する農業者をいう。以下同じ。）の農業経営改善計画（法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）作成、認定農業者の農業経営改善計画の実現等を支援するため、市町村経営改善支援センターを設置して、経営改善に関する相談、農業経営改善計画認定制度の活用方策説明会の開催、認定志向農業者に対する研修会、経営改善スペシャリスト相談会、認定農業者の能力開発のための支援活動、認定農業者の経営改善に必要な情報の収集・提供活動等を行うものである。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| a 事業主体          | 市町村      |
| b 事業実施地区数       | 3,000市町村 |
| c 補助率           | 2分の1以内   |
| d 平均事業費         | 577千円    |
| ウ 農業生産法人育成・指導事業 |          |

この事業は、経理の明確化を通じた経営管理能力の向上、社会保険制度の適用による雇用労働者等の福祉の増進、新規就農者の受入れ等を通じた経営の継続性の確保が図られやすいという法人形態のもつ利点を踏まえ、農業生産法人の育成・指導に係る県・市町村・団体の体制を整備するとともに、法人設立を図ろうとする農業者、生産組織に対する指導活動等により、農業生産法人の育成を図るものである。

また、各都道府県における法人の育成状況を踏まえ、法人化の推進及び普及、啓発に資するためのシンポジウム等を全国段階において開催するものである。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| a 事業実施主体  | 都道府県、全国農業団体、<br>都道府県農業団体 |
| b 事業実施地区数 | 47都道府県                   |
| c 補助率     | 2分の1以内（全国農業団体は定額）        |
| d 平均事業費   | 都道府県 1,220千円             |

全国農業団体 9,842千円  
都道府県農業団体 15,134千円

エ 農用地利用改善団体促進活動

この事業は、農用地利用改善団体等の活動の中心となる者の資質の向上を図るなど、その活動を積極的に促進するための指導・支援を行い、さらに、担い手の育成・確保を緊急に図る必要のある地区において、集落農地の利活用の方向付けと農地利用の改善についての合意形成を図るとともに、市町村との連携により数集落を包摂する範囲での担い手の育成・確保を図るものである。

- a 事業主体 市町村
- b 事業実施地区数 3000市町村
- c 補助率 2分の1以内
- d 平均事業費 239千円

(2) 市民農園整備促進指導事業

この事業は、市民農園の適正かつ円滑な整備の促進を図るため、市民農園制度の普及活動及び市民農園の開設等に関する指導活動を行うものである。

(3) 都市農村交流促進事業

この事業は、都市と農村の交流を促進し、農業・農村の果たす役割に関する国民全体の理解及び農業・農村の振興を図るため、全国のモデル的な市町村における交流提携及び都市市民の農業・農村体験等の促進、都市市民との意見交換、各種農業教室、当該市町村の紹介等を行うものである。

(4) 新規就農ガイド事業

ア 趣旨

近年、農外からの新規就農者が増加しつつあり、一方担い手の不足する地域においては、農業に意欲をもった新規就農者に対する期待が高まっている。このような状況を踏まえ、新規就農希望者の円滑な就農を図るため、必要な情報の収集・提供活動を組織的に実施するものである。

イ 事業の内容

全国農業会議所に設置されている全国新規就農ガイドセンターと都道府県農業会議とが一体となって、新規就農希望者に対する就農相談活動を行うとともに、そのために必要な農地等に関する情報の収集・整理及び新規就農希望者に対する情報提供のシステム整備を行うほか、新規就農セミナーの開催等の活動を行う。

- a 事業主体 全国農業会議所・都道府県農業会議
- b 補助率 定額
- c 予算額 108,248千円

(5) 遊休農地活用推進事業

この事業は、近年増加傾向にある耕作放棄地等遊休

農地の有効活用を図るため、市町村に協議会を設け、その活用方策の検討を行うとともに、農業以外の活用を図る農地についての情報提供等を行うものである。

(6) 地域農業総合整備資金制度

本資金制度は、農地の利用の集積や転作の定着化に積極的に取り組んでいる地域において、農用地の農業上の利用の集積と農産物の生産の合理化を一体として推進するため、地域ぐるみで作成された地域農業の総合整備に関する計画に即した事業を行おうとする農業者等に対し、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等を総合的に融通するものであり、貸付利率、貸付期限等の特例措置が講じられている。

○貸付利率の特例（平成8年3月末現在）

- ・農業近代化資金 農業者 3.0%（一般3.0%）  
農協等 3.0%（一般3.05%）
- ・農林漁業金融公庫資金のうち、次に掲げる資金
  - 主務大臣指定施設 3.0%（一般3.4%）
  - 共同利用施設 3.0%（一般3.4%）

○貸付限度額の特例（農林漁業金融公庫資金）

- ・農地等取得資金
  - 個人1,200万円又は負担額の80%のいずれか低い額  
（一般400万円又は負担額の80%のいずれか低い額）
  - 法人4,800万円又は負担額の80%のいずれか低い額  
（一般1,600万円又は負担額の80%のいずれか低い額）
- ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設  
負担額の80%（一般300万円又は負担額の80%のいずれか低い額）

○7年度融資実績

- ・7年度融資対象地区数 244市町村
- ・7年度融資額 116億円
  - 農業近代化資金 92億円
  - 農林漁業金融公庫資金 24億円

3 農業構造改善対策

(1) 農業農村活性化農業構造改善事業

ア 趣旨

農業農村活性化農業構造改善事業は、昭和59年度から実施されてきた新農業構造改善事業（後期対策）の成果を踏まえつつ、最近の農業・農村をとりまく情勢に対処し、農業・農村の活性化を図ることを目的として平成2年度より発足し、実施されている。

本事業は、21世紀を展望した国民的運動としての「農業・農村活性化運動」を展開し、都市と農村を通じる

「人・物・情報」の交流ネットワークを形成するとともに、地域の創意工夫に基づき、人材育成や高密度情報化社会への対応等の多様な活動を推進しつつ、これと一体的に土地基盤、近代化施設、環境施設等の整備を行うのに必要な事業を総合的に実施するものである。

イ 対策の内容

事業の種類ごとの内容は次のとおりである。

(ア) 土地利用型農業確立農業構造改善事業

農地の集積等による経営規模や、作業単位の拡大、機械化体系の導入により、土地利用型農業の徹底した低コストを追及する高生産性農区と、農地の出し手農家を中心に労働集約的農業を展開する集約の農区とを組み合わせること等を通じて、効率的な生産システムを構築し、生産性の高い土地利用型農業の確立を図るための事業を、おおむね市町村の地域を対象に、総合的に実施するものである。

(イ) 需要創造型農業推進農業構造改善事業

高度化・多様化する消費者ニーズを踏まえ、情報・通信技術、バイオテクノロジー、生産・加工・流通技術、マーケティングノウハウ等農業の内外を通じる革新的な知識技術を活用することを通じて自ら需要を創出でき、また、地域特産品の開発、マーケティング活動の実施等により、消費者の需要に対応できる農業を推進するための事業を、おおむね市町村の地域を対象に、総合的に実施するものである。

(ウ) 地域活力促進農業構造改善事業

a 本事業は、自然景観や農村文化等の地域資源の整備・活用により、地域固有の農村景観を維持した緑豊かで文化性の高い活力のある農村を建設するための整備事業をおおむね市町村の地域を対象に総合的に実施するものである。

b 本事業はふるさと体験型、緑の農村空間型及び情報基盤型がある。ふるさと体験型は都市住民のふるさと体験のための施設を整備することに重点を置いたものであり、緑の農村空間型は、農村の伝統的な景観・文化を保全・整備することに重点を置いたものであり、情報基盤型は、情報基盤の整備により農業生産性向上、農村生活の質的向上を図るものである。

(エ) 効用促進農業構造改善事業

a 地域条件に即した農業・農村の活性化を維持する観点から、既に実施中または実施済みの他の事業の効果をさらに促進するために必要な事業を総合的に実施するものである。

b 事業の類型は、おおむね市町村の地域を対象にした地域効用促進型及びおおむね市町村の地域を越える地域を対象にした広域効用促進型がある。

広域効用促進型は、大規模な土地基盤整備の事業との連携により、または広域的な観点から農業・農村の活性化を図る事業であり、地域効用促進型は、農業構造改善事業既実施地区等基本的な施設等の整備が行われている地域において農業・農村の活性化を図る事業である。

(オ) 融資重点型農業構造改善事業

本事業は融資事業の積極的な活用により、農業関連産業との提携、経営感覚に優れた農業者の育成等を図るために必要な事業を、おおむね市町村の地域を対象に実施するものである。

各事業の1地区当たりの平均事業費は、次のとおりとなっている。

a 土地利用型農業確立農業構造改善事業

補助事業 10億円 単独融資事業 5億円

b 需要創造型農業推進農業構造改善事業

補助事業 5億円 単独融資事業 3億円

c 地域活力促進農業構造改善事業

ふるさと体験型

補助事業 4億円 単独融資事業 2億円

緑の農村空間型

補助事業 7億円 単独融資事業 5億円

情報基盤型

補助事業 12億円 単独融資事業 5億円

d 効用促進農業構造改善事業

広域効用促進型

補助事業 5億円 単独融資事業 3億円

事業実施期間 4年

地域効用促進型

補助事業 1.5億円 単独融資事業 2億円

e 融資重点型農業構造改善事業

補助事業 2億円 単独融資事業 6億円

ウ 平成7年度における事業実施状況

土地利用型の継続52地区に43億6,465万円、需要創造型の継続142地区に60億1,952万円、地域活力促進においては、ふるさと体験型の継続20地区に5億986万円、緑の農村空間型の継続55地区に15億1,811万円、情報基盤型の継続19地区に54億4,705万円、効用促進においては、広域効用促進型の継続20地区に1億5,834万円、地域効用促進型の継続60地区に773万円、融資重点型の継続3地区に1億1,943万円、総額188億4,468万円の補助金を交付した。

(2) 地域農業基盤確立農業構造改善事業

ア 趣旨

地域農業基盤確立農業構造改善事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意による農業・農村をめぐる情勢

の変化の下で、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を確立するほか、他産業を含めた産業活動の振興、生活環境及び景観の整備、自主性と創意工夫を活かした地域づくりを基本とした魅力と活力のある農村建設を推進していくことを目的として、平成6年度より発足し実施されている。

本事業は、地域の関係者の意識改革や自発的取組みを促進することにより、関係者が地域の農業の将来像を明確に認識し、その実現に向けて持てる力を発揮できるような条件整備を進めるとともに、特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施をはじめとした我が国農業を取り巻く内外の厳しい状況に対処するため、地域の関係者の総力を結集して、21世紀を展望した望ましい農業構造の実現に向けた地域農業発展のための基盤の確立を図るために必要な事業を総合的に実施するものである。

イ 対策の内容

事業の種類ごとの内容は、地域農業発展のための基盤の確立のための効果的な実現を図るため、地域の態様に応じて行う次に掲げる事業のとおりである。

(ア) 経営基盤確立農業構造改善事業

地域全体の農業構造の改善を図るため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するとともに、地域農業の中核となるこれらの経営体と小規模兼業農家、高齢農家等との間での農地の流動化等の土地利用調整、作業受委託等の労働力調整及び機械・施設の効率的利用管理のための組織体制の整備等による地域農業の安定的な生産体制の確立を図るために必要な推進事業並びに土地基盤、機械、施設等の整備を集落及び市町村の範囲において重点的に実施する事業を総合的に実施するものである。

(イ) 地域連携確立農業構造改善事業

広域にわたる農業者等の連携の下に、農産物の生産コストの低減、農産物の流通改善、未利用資源の活用、農業情報の駆使等経営体育成の基盤づくりに必要な推進事業及び施設等の整備事業を次の3事業類型により実施する事業を総合的に実施するものである。

a 流通体系型

本事業は、良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を求める消費者ニーズに対応し、生産物の高品位安定化及び流通加工コスト低減を図るために必要な農産物の貯蔵、処理加工技術の高度化及び農産物流通の改善を図るものである。

b 地域資源循環型

本事業は、環境問題や資源の有効活用に対する国民

の関心の高まりに対応し、土づくり、地力の維持培養等を含めた生産性に配慮した環境保全型農業の確立及び未利用資源の活用を促進することにより農産物の安全性向上及びコスト低減を図るものである。

c 情報基盤型

本事業は、効率的かつ安定的な経営を目指す生産者等の要請に対応し、安定的な農業生産のために必要な気象情報、消費者ニーズの動向を把握するために必要な市況情報等を的確に把握するために必要な情報発信体制の確立を図るものである。

(ウ) 農村資源活用農業構造改善事業

農村地域に賦存する多様な地域資源と農村空間を総合的に活用して都市との交流を図ること等により、新たな雇用機会の創出による農家所得の増大や農業経営の多角化を促進し、地域農業の担い手の育成に必要な経営基盤の確立を図るとともに、活力ある農村地域社会の形成を図る事業を総合的に実施するものである。

各事業の1地区当たりの平均事業費は、次のとおりとなっている。

a 経営基盤確立農業構造改善事業

補助事業 3億円 単独融資事業 3億円

b 地域連携確立農業構造改善事業

流通体系型

補助事業 8億円 単独融資事業 3億円

地域資源循環型

補助事業 8億円 単独融資事業 3億円

情報基盤型

補助事業 12億円 単独融資事業 5億円

c 農村資源活用農業構造改善事業

補助事業 5億円 単独融資事業 3億円

ウ 平成7年度における事業実施状況

経営基盤確立の新規203地区に300億4,906万円、地域連携確立においては、流通体系型の新規26地区に99億6,433万円、地域資源循環型の新規4地区に7億7,625万円、情報基盤型の新規16地区に97億7,549万円、農村資源活用の新規69地区に192億4,179万円、総額698億692万円の補助金を交付した。

(3) 地域農業基盤確立支援推進事業

ア 趣旨

地域農業基盤確立農業構造改善事業（地域農業基盤確立農業構造改善促進対策要綱（平成7年2月9日付け構改B第89号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）第3の2の地域農業基盤確立農業構造改善事業をいう。以下「基盤確立農構事業」という。）に取り組む地域においては、地域の創意工夫と関係者の合意形成の下に地域農業発展のための基盤の確立を推

進するため、地域農業の中核となる経営体を中心とし、新規就農者、土地持ち非農家、小規模な兼業農家、高齢農家等が相互に連携して相応の役割分担を行う仕組みを構築することが重要である。

また、地域に構築された仕組みが効果的かつ持続的に機能し得るよう、市町村、都道府県及び全国の各段階の体制整備を図り、地域内関係者の自発的な取組みを十分に支援していくことが必要である。

本事業は、こうした考え方に基づき、基盤確立農構事業の実施を希望する地域を対象として、地域農業者等が連携・協調し、相応の役割分担を行うために自主的に取り決める地域連携協定の締結及びその実践等を支援するために実施するものである。

#### イ 事業の内容

##### (ア) 市町村等推進事業

市町村等推進事業では、基盤確立農構事業の円滑な実施と事業成果の確保及び早期発現を図るために必要な地域連携協定の締結及びその実践等の促進、当該地域連携協定の締結及びその実践等を推進支援するための体制整備を図るものとし、取組みを希望する基盤確立農構事業の事業類型等に即して実施するものとする。

##### (イ) 都道府県推進事業

都道府県段階において、市町村等推進事業実施地域、基盤確立農構事業実施地区等に対する指導助言等を行うための都道府県農業農村活性化推進機構（以下「都道府県活性化機構」という。）を組織するものとし、専門知識を有するアドバイザーの配置、技術者の人材登録を行う等助言指導等に必要な体制整備を図るとともに、地域連携協定の締結及びその実践等の支援、地域連携協定の締結及びその実践に必要な研修、情報の収集及び提供、調査及び研究等を行うものとする。

##### (ウ) 全国推進事業

全国段階から市町村等推進事業実施地域、基盤確立農構事業実施地区等に対する助言指導等を行うため、全国段階の農業団体等は相互に連携協力し、全国推進事業を実施するものとする。

##### ウ 平成7年度における事業実施状況

市町村等推進事業の280地区に6億3,000万円、都道府県推進事業の46都道府県に4億6,482万3千円、全国推進事業1億2,469万4千円、総合12億1,951万7千円の補助金を交付した。

#### (4) 地域農業気象情報施設整備事業

地域に即した気象情報を適切に把握し農業へ高度に活用することが安定した経営を図る上で大きなニーズとなっていることから、情報連絡施設整備済み地区に

おいて地域の詳細な農業気象情報を提供するための農業気象高度利用施設を整備した。

平成7年度においては、40億円の補助金を交付した。

#### (5) 農林漁業構造改善事業推進資金（農業）

本資金は、農業構造改善計画に基づき農業近代化施設等整備事業を行う事業者に対して、補助金残融資事業（以下「補助残」という。）及び単独融資事業（以下「非補助」という。）を行い、その貸付決定額は補助残21億円、非補助15億円であった。

#### (6) 沖縄農業構造改善事業

##### ア 沖縄農業構造改善緊急確立モデル事業

本事業は、これまで数次に亘り実施された事業の成果と経験を踏まえ、生産性の高い亜熱帯農業を確立するため、機械化の推進や中核的担い手の経営規模の拡大により、さとうきび作等土地利用型農業の生産性向上を図るとともに、亜熱帯気候を生かした資本集約型農業の一層の拡大を図り、併せて複合経営の展開を図ることを目的に63年度に発足した。

本事業は、地域農業の組織化の促進、農業生産基盤及び農業近代化施設の整備、農村の環境条件の改善等に必要な事業をモデル的かつ総合的に実施するため、地域の態様に応じて、施設整備型、総合整備型からなっており、補助率は事業費の3分の2以内、1地区当たりの事業費等は、次のとおりとなっている。

|   |       |            |      |
|---|-------|------------|------|
| a | 施設整備型 | 2億円（事業実施期間 | 3年）  |
|   |       | 沖縄県内       | 4地区  |
| b | 総合整備型 | 4億円（事業実施期間 | 5年）  |
|   |       | 沖縄県内       | 20地区 |

平成7年度においては、総合整備型10地区に対し、5億6,934万円の補助金を交付した。

##### イ 沖縄農業活性化構造改善特別対策事業

本事業は、さとうきび作を中心とした土地利用型農業の機械化・農作業受委託の組織化等により中核的担い手の経営規模の拡大を推進するとともに、土地、労働力、機械施設の利用調整等を総合的に行うシステムの確立を行い、亜熱帯気候を生かした資本集約型農業との均衡ある発展により地域農業の複合化の促進を図ると同時に、農産物の流通の改善、品質の改善・確保が期待できる状況にあるため、消費者ニーズに対応できる生産・加工・流通全段階を通じたシステム、施設整備と熱帯果樹・花きを初めとした高収益作物の栽培・流通技術を確立することとして平成5年度に発足した。

本事業は、土地利用型農業の確立や複合化の促進を図る高生産性農業確立型、生産・加工・流通段階における技術の確立を図る高付加価値型、広域的な連携を

図る広域型からなっており、補助率は事業費の3分の2以内、1地区当たりの事業費等は、次のとおりとなっている。

- a 高生産性農業確立型 4億円  
(事業実施期間 5年)
- b 高付加価値型 3億円  
(事業実施期間 4年)
- c 広域型 5億円  
(事業実施期間 3年)

平成7年度においては、高生産性農業確立型9地区に対し4億8千万円、高付加価値型6地区に対し3億9千万円、広域型3地区に対して2億6,066万円の補助金を交付した。

ウ 融資事業

昭和49年度から沖縄振興開発金融公庫から、沖縄農林漁業者の経営の改善を図るために必要な資金を長期かつ低利な条件で総合的、計画的に貸付けを行っている。

エ 補助残融資事業

農業基盤整備資金の平成7年度貸付実績は517万円

となっている。

4 農地の移動と転用

(1) 耕作目的の農地移動の状況

6年における耕作目的の農地の権利移動（農地法第3条と農業経営基盤強化促進法による利用権設定などの合計）は全体で31万7,255件（5年32万9,285件）、15万4,621ha（同16万5,802ha）で、前年に比べ、件数では3.7%減少し、面積では6.7%の減少となった。（表23）

ア 所有権移転の状況

(ア) 自作地の有償所有権移転は48年までは、毎年30万件、7万haの移動があったが、49年以降減少傾向にあり、6年には農業経営基盤強化促進法によるものを含めても、9万2,247件（前年比95.6%）、2万8,330ha（同108.3%）となった。

(イ) 自作地の無償所有権移転は51年、52年には、経営移譲年金受給のための後継者への経営移譲の増加に伴って急増したが、それ以降は減少傾向にあり、6年には3万9,913件（前年比84.9%）、1万8,906ha（同81.8%）となっている。

表23 耕作目的の農地の権利移動

|           | 件 数 (件)   |         |         |         | 面 積 (ha) |         |         |          |        |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|--------|
|           | 5 年       |         | 6 年     |         | 5 年      |         | 6 年     |          |        |
|           | 農地法第3条による | 所有権移転   | 自作地     | 有償      | 84,036   | 79,765  | 12,883  | 12,190   |        |
| 農地法第3条による | 権利移動      | 所有権移転   | 自作地     | 無償      | 46,657   | 39,689  | 21,743  | 18,037   |        |
|           |           |         | 小作地     |         | 2,872    | 2,547   | 588     | 337      |        |
|           |           | 利用権設定   | 賃借権     | の       | 設定       | 9,132   | 9,430   | 4,628    | 4,362  |
|           |           |         | 賃借権     | の       | 移転       | 2,182   | 1,444   | 614      | 391    |
|           |           | 使用貸借による | 権利の     | 設定      | 37,010   | 30,253  | 46,870  | 38,185   |        |
|           |           |         | 権利の     | 移転      | 907      | 648     | 955     | 625      |        |
|           |           | 農協への    | 経営委託に伴う | 権利の     | 設定・移転    | 235     | 144     | 186      | 94     |
|           |           | 総 数     |         |         |          | 183,493 | 164,327 | 88,701   | 74,380 |
|           |           |         |         |         |          | 件 数 (件) |         | 面 積 (ha) |        |
|           |           | 農業法による  | 権利移動    | 所有権移転   | 自作地      | 有償      | 12,462  | 12,482   | 13,267 |
| 小作地       |           |         |         |         | 360      | 224     | 1,370   | 869      |        |
| 利用権設定     | 賃借権       |         |         | の       | 設定       | 121,050 | 128,496 | 54,443   | 56,182 |
|           | 賃借権       |         |         | の       | 移転       | 3,162   | 2,235   | 1,265    | 938    |
| 使用貸借による   | 権利の       |         |         | 設定      | 7,732    | 8,808   | 4,996   | 4,323    |        |
|           | 権利の       |         |         | 移転      | 140      | 115     | 41      | 43       |        |
| 経営委託に伴う   | 権利の       |         |         | 設定・移転   | 309      | 95      | 91      | 35       |        |
| 総 数       |           |         |         | 145,792 | 152,928  | 77,101  | 80,241  |          |        |

(注) 1 農地法第3条の権利移動計には、このほか地上権、永小作権、賃権の設定・移転等が含まれるので内訳の合計は総数に一致しない。

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」



表24 賃貸借の解約・利用権終了  
(単位：件, ha, %)

| 農地法<br>第20条 | 件数 | 5年     |         | 6年    |    | 6/5 |    |
|-------------|----|--------|---------|-------|----|-----|----|
|             |    | 許可     | 通知      | 許可    | 通知 | 計   | 面積 |
| 面積          | 許可 | 29     | 37      | 127.4 |    |     |    |
|             | 通知 | 12,070 | 12,619  | 104.6 |    |     |    |
| 利用権<br>の終了  | 件数 | 94,569 | 106,680 | 112.8 |    |     |    |
|             | 面積 | 29,688 | 34,850  | 117.4 |    |     |    |

(注) 農地法第20条には、転用目的の賃貸借の解消等を含む。

資料：表23と同じ。

(ウ) 小作地所有権移転は6年には3,020件(前年比87.6%)、2,047ha(同92.3%)となった。

イ 農地法第3条による賃借権の設定等

(ア) 賃借権の設定は50年以降の増加傾向から56年には減少に転じ、6年は9,430件(前年比103.3%)、4,362ha(同94.3%)となった。

(イ) 使用貸借による権利の設定は52年から経営移讓年金の受給要件に所有権以外使用収益権の設定が認められたことに伴い、同年以降急増し、56年から横ばい傾向にあったが、6年は3万253件(前年比81.7%)、3万8,185ha(同81.5%)となった。

(ウ) 農協への農業経営の委託に伴う権利の設定・移転は6年では144件(前年比61.3%)、94ha(同50.7%)となった。

ウ 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等  
利用権(農業経営基盤強化促進法による賃借権・使用貸借権・農業経営の委託に伴う権利)の設定は、6年には13万7,399件(前年比106.4%)、6万540ha(同101.7%)となった。利用権設定のうち、賃借権の設定は12万8,496件、5万6,182ha、使用貸借による権利の設定は、8,808件、4,323ha、農業経営の委託に伴う権利の設定は、95件、35haとなっている。

(2) 賃借権の解約、利用権の終了の状況

ア 農地法第20条による賃借権の解約等(転用目的の解約を含む。)は、57年以降やや減少の傾向にあったが、6年には3万6,386件(前年比93.4%)、1万2,656ha(同104.6%)となった。(表24)

イ 農業経営基盤強化促進法による利用権のうち、6年中に利用権が終了したものは、10万6,680件、3万4,850haであった。このうち、賃借権の終了が10万3,038件、3万3,233ha、使用貸借による権利の終了が3,413件、1,563ha、農業経営の委託に伴う権利の終了が229件、54haであった。

(3) 利用権の再設定の条件

利用権の終了のうち、6年中に再設定されたのは件

表25 農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定の状況

(6年賃借権のみ)(単位：件, ha, %)

| 利用権終了 | 再設定した             |                  | 再設定<br>予定<br>{含・借<br>人変更} | 再設定しなかった         |                  |                      |                      |              |                |              |                 |
|-------|-------------------|------------------|---------------------------|------------------|------------------|----------------------|----------------------|--------------|----------------|--------------|-----------------|
|       | 借人同<br>一          | 借人変<br>更         |                           | 計                | 所有者<br>が耕作       | 継続耕作<br>{許可を<br>とらず} | 継続耕作<br>{許可を<br>とって} | 売却           | 贈与・<br>その他     | 理由<br>不明     |                 |
| 件数    | 94,574<br>(100.0) | 49,870<br>(52.7) | 5,442<br>(5.8)            | 10,876<br>(11.5) | 28,386<br>(30.0) | 12,494<br>(13.2)     | 4,074<br>(4.3)       | 336<br>(0.4) | 1,023<br>(1.1) | 776<br>(0.8) | 9,683<br>(10.2) |
| 面積    | 29,978<br>(100.0) | 15,626<br>(52.1) | 1,918<br>(6.4)            | 4,362<br>(14.5)  | 8,072<br>(26.9)  | 3,076<br>(10.3)      | 1,216<br>(4.1)       | 326<br>(1.1) | 661<br>(2.2)   | 198<br>(0.7) | 2,596<br>(8.7)  |

(注) 1. 「再設定予定」とは利用権終了年中には再設定にならなかったものの、翌年初め等近く再設定予定のものである。

2. 「利用権終了」は、利用権終了総数から再設定の有無不明を除いたものである。

資料：表23と同じ。

表26 農地転用面積

(単位：ha)

| 法第4条 | 法第5条  |       |       | 法第4、5条<br>該以外 | 農業用施設用地の<br>ための農地転用 |        |       | 農地転用合計 |    |    | 採草放<br>牧地の<br>転用<br>(法第<br>5条) |        |        |    |
|------|-------|-------|-------|---------------|---------------------|--------|-------|--------|----|----|--------------------------------|--------|--------|----|
|      | 許可    | 届出    | 計     |               | 許可                  | 届出     | 計     | 田      | 畑  | 計  |                                |        |        |    |
| 6年   | 3,138 | 2,759 | 5,897 | 12,114        | 3,690               | 15,803 | 7,641 | 24     | 25 | 49 | 14,250                         | 15,091 | 29,342 | 70 |

(注) 「農業用施設用地のための農地転用」とは、農業経営基盤強化促進法による農業用施設用地のための農地の転用である。

資料：表23と同じ。